

信号機のない横断歩道における交通事故の分析結果について ～過去10年間（平成24年から令和3年）の分析～

これからの時期は、日没時刻が早くなることで急速に薄暗くなり、薄暮時間帯（日没前後1時間・合計2時間）における人対車両の交通事故が多発する傾向にあることから、この度、信号機のない横断歩道における交通事故の発生状況について、別添資料のとおり分析を行いました。

- ◎ 鳥取県の信号機のない横断歩道における一時停止率は全国平均を下回る
 - 令和3年の鳥取県における、信号機のない横断歩道において、歩行者が渡ろうとしている場面での一時停止率は28.5%（全国25位）で前年から6.5ポイント増加するも、全国平均の30.6%を下回っています。（一時停止率は日本自動車連盟（JAF）の調査結果）
- ◎ 信号機のない横断歩道における事故の割合は10年間ほぼ横ばいで推移
 - 平成24年から令和3年までの10年間で、信号機のない横断歩道における交通事故は117件発生し、4人が亡くなり、119人が負傷しています。
 - 発生時間別では、15時台から18時台の発生が多く、中でも17時台は21件（17.9%）と多発しています。
- ◎ 車両から見て「右から左」に横断中の歩行者の被害が、「左から右」に横断中と比較して約1.7倍
 - 車両から見て右から左に横断中の被害が61人（49.6%）と、左から右に横断中の被害と比較して約1.7倍高くなっています。
 - 各年齢層別（子ども・その他・高齢者）で見ると、右から左に横断中の被害割合は各年齢層とも概ね50%ですが、子どもについては左から右に横断中の被害が他の年齢層と比較して高くなっています。
- ◎ 県民の皆さまへ
 - 運転者の皆さまへ
横断歩道や自転車横断帯に近づいたときには、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行する必要があると、また、歩行者等が横断しているときや横断しようとしているときには、横断歩道や自転車横断帯の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止して歩行者等に道を譲らなければいけません。これに反した場合には、横断歩行者等妨害等違反（道路交通法第38条）で検挙の対象となります。
 - 歩行者の皆さまへ
横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければいけません。また、自らの安全を守るための交通行動として「手をあげる」、「運転者に顔を向ける」などして運転者に横断する意思を明確に伝えてから横断することを心掛けましょう。
 - 交通安全啓発動画のご紹介
鳥取県警察では、交通事故を防止するため、運転者や歩行者の方が注意すべき点についてまとめた交通安全啓発動画を作成し、YouTubeにアップロードしています。本動画は、県警ホームページからもご覧いただけますので、ご活用をお願いします。（別添資料3頁参照）

※ 割合については、単位未満で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。